

ヴォーリス記念病院 入院費用

限度額適用認定証 ☆ 標準負担額限度額認定証 のご案内

【70歳以上の方の上限額】

適用区分		1ヶ月あたりの自己負担額	4ヶ月目以降
現役並み	年収約1160万円～ 標報83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+1%	140,100円
	年収約770万円～1160万 標報53～79万円以上 課税所得380万円以上	167,400円+1%	93,000円
	年収約370万円～770万 標報28～50万円以上 課税所得145万円以上	80,100円+1%	44,400円
一般(2割) (後期高齢の方のみ)	課税所得28万円以上かつ 年金収入+その他の合計所得金額200万円以上 複数世帯の場合は320万円以上	57,600円	44,400円
一般(1割)	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	57,600円	44,400円
住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	15,000円	

- ※住民税非課税等に該当される方は保険年金課窓口にて『標準負担額限度額認定証』の申請を行って下さい
 ※低所得Ⅱ：同一世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税の方です。
 ※低所得Ⅰ：同一世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税で世帯員の所得が一定基準に満たない方です

【69歳以下の方の上限額】

適用区分		1ヶ月あたりの自己負担額	4ヶ月目以降
ア	年収約1160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円+1%	140,100円
イ	年収約770～約1160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+1%	93,000円
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+1%	44,400円
エ	年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

『健康保険限度額適用認定証』を提示していただくことにより、病院の窓口での自己負担額が、月単位で一定の限度額までに抑えることができます。

◎入院される前に保険者への申請を行なってください

国民健康保険加入者の方・・・居住地の市町役所窓口へ

全国健康保険協会加入者の方・・・各自の全国健康保険協会窓口へ

健保(共済含む)組合加入者の方・・・加入されている企業の保険給付担当へ

◎限度額適用認定証を交付された方は当院会計窓口へ提示してください

◎申請をされない場合は、通常どおりの自己負担額の支払いとなります

※ 申請月より前の月の限度額適用認定証の交付はされませんのでご注意ください

※ 個室料や入院時の食費の自己負担分などは対象外です **ヴォーリス記念病院 医事課 R4. 10.1**